

# 愛媛教職員組合(JTU えひめ)

2016年11月1日発行

(県人事委員会交渉版)

## 愛媛県人事委員会交渉報告

★ 教育職では2級（教諭）にたまり、頭打ちしている。号給継ぎ足しを！

★ 土・日など休日の部活動は、大会など特別な場合を除き、休養日とするよう言及すること！

2016年9月13日（火）自治労愛媛県本部・愛媛県職員労働組合・愛媛教職員組合の代表者が、県人事委員会の方と交渉を行いました。その内容（抜粋）をお知らせします。

1 民間賃金実態に基づき公民較差を正確に把握し、人事委員会勧告制度の下で地方公務員のあるべき賃金を勧告すること。月例給においてプラス較差が生じた際は、現行給料表を基礎として全年齢層を対象に配分すること。本年度の人事院勧告においては、月例給の官民格差の一部が愛媛県職員にはない本府省業務調整手当に配分されていることを踏まえ、労働組合との交渉・協議・合意に基づき勧告すること。また、公民較差については、当面、現行の比較企業規模を堅持するとともに、一時金の公民比較は、月例給と同様に、同種・同等比較を原則とするラスパイレス比較を行うこと。

**人事委** 月例給の官民格差はプラスかマイナスかは微妙な段階。（先行した自治体のマイナスの例を挙げ、）楽観を許さない状態。一時金の官民格差は、先行した自治体も国並みのプラス0.1か月だから、その可能性はある。

→ 10.6 勧告 月例給+432円（+0.12%）勤勉手当+0.10月分

2 人事院が見直した配偶者扶養手当については、民間の実態と乖離していることや、職に就くことができない配偶者がいることにも鑑み、国同様の拙速な見直しは行わないこと。

**人事委** 配偶者扶養手当を削減して子の扶養手当を増額するのに、①手当を受ける配偶者の割合が、国の割合と違うこと、②扶養親族（老親）と子どもの扶養手当が合算されていて、そのうち子ども分だけが増額されるから、全体でいくら増額になるかは時間がかかる。その上、増額分に当たる原資が、減額分で賄えるか慎重に精査する必要がある。したがって、見直しを**する**とも**しない**とも言えない。

→ 10.6 勧告 配偶者（13,000円 → 10,000円 → 6,500円） ※父母等6,500円で変化なし  
子（6,500円 → 8,000円 → 10,000円）（2016年 → 2017年 → 2018年）

3 中高年層の賃金改善を図ること。特に、全ての在職者が定年まで昇給が可能になるよう、号給を延長すること。

**自治労** 4級に多数の職員がたまり、号数が50歳前後で頭打ちしている。号給継ぎ足しを。全国では20数県が号給継ぎ足しを実施している。

**愛媛教組** 教育職では2級（教諭）にたまり、同じく頭打ちしている。号給継ぎ足しを。

**人事委** 国準拠であるから、要求を受け入れるのは難しい。一部受け入れると歯止めがなくなり、『青天井』となって、原資がたくさん必要である。

**4** 学校現場では、時間外労働が常態化しており、勤務時間の個別把握も形骸化している。時間外勤務の縮減を強力に進めるよう言及すること。特に、土・日など休日の部活動は、大会など特別な場合を除き、休養日とするよう言及すること。

**愛媛教組** 6/13 学校現場における業務の適正化に向けて（文科省タスクフォース報告）と、6/17 文科省による各教委への業務の適正化の通知、自民党の議連による提言（①大会など特別な場合を除き、土日などを休養日とする。②午後 6 時までに退校できる環境整備を目指す。③教員の担うべき業務に専念する。）たとえば、吹奏楽部の指導教員は、土日にもお弁当をもって指導し、正月とお盆以外は毎日休みなく、生徒にも登校させている。コンクールで金賞とか県代表をめざしている。働きすぎも度を過ぎている。今年は学習指導要領が改定され、業務適正化の機運が高まっている。ぜひ、人事委員会の勧告に今までとは違う踏み込んだ表現にしてほしい。

**人事委** 学校現場での超勤・多忙化は報告を受けている。直近の調査結果も、超勤月平均 106 時間と聞いていて、県教委から聴取していて、勧告・報告に生かしたい。



### ★★★ 下記内容についても文書で申入れ（抜粋） ★★★

- ① 公務員労働者の労働基本権制約の代償機関であることに対する認識を明確にするとともに、勧告にあたっては、政府・総務省及び県当局の干渉を受けることなく自主性・独自性を発揮すること。国や政府は、中立公正な労働基本権制限の代償機関である人事院や人事委員会に対し、強行的な圧力によって不当な干渉を行ってきた。今後の勧告においては、国や政府の圧力に屈せず労働基本権制約の代償措置である中立・公平の第三者機関としての役割を果たすこと。
- ② 一時金の支給月数を 4.3 月分以上に引き上げること。引き上げ分は期末手当に配分すること。
- ③ 病気休暇の取得について、実勤務日数が 20 日以上経過していれば連続取得とみなさないよう規則を改正すること。
- ④ 公務職場における男女平等の実現を人事行政の重要課題と位置づけ、必要な施策の確立をはかること。また、「第 3 次男女共同参画基本計画」に基づき、2020 年までに男性の育児休業取得率 13% を達成できるよう具体的促進策を講じること。
- ⑤ 実効あるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止策を引き続き推進するため、積極的な対応を行うこと。
- ⑥ 臨時的任用職員や非常勤講師の給与水準や手当の支給等、条件整備をするように言及すること。
- ⑦ 土曜日授業が一部の学校で試行されている。完全実施となると、勤務時間が変更され、教職員の負担増が懸念される。職員団体との十分な協議をするよう指導すること。
- ⑧ 雇用と年金の接続のため、再任用を希望者全員認めること。年金支給年齢の引き上げに対応して、大量の再任用が見込まれることから、職の確保と待遇の改善に言及すること。

## 子どもたちと教職員の生活を守るため、共に考えましょう!

私たち愛媛教職員組合は、毎年、3 団体で愛媛県人事委員会交渉を行っています。  
上記に2016年9月の話し合いをまとめました。質問や感想、申し入れに関しまして何か思われることがありましたら、お気軽にご連絡ください。



TEL(089)924-4546 / FAX(089)924-4403 / e-mail [jtuehime@lime.ocn.ne.jp](mailto:jtuehime@lime.ocn.ne.jp)  
HP <http://jtuehime.sakura.ne.jp/>

愛媛教職員組合 書記長 堤 剛